環境厚生委員長報告をいたします。

環境厚生委員会に付託されました議案の審査結果等について報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく 排水基準を定める条例の一部を改正する条例」の条例案1件、「令和6年度島根県一 般会計補正予算(第4号)」など予算案5件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれの議案も全会一致をもって、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

次に、報告事項など所管事項調査における質疑、意見等のうち主なものについて申し上げます。

まず、健康福祉部所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「次期しまねっ子すくすくプラン(県こども計画)骨子について」では、委員から、計画には教育分野に関する施策もあることから、教育委員会としっかり連携を取って策定する必要がある。また、子どもの発達にとって休息や遊ぶ時間などの自由な時間の確保が非常に大事であり、計画の中に位置づけてほしいとの意見がありました。また、他の委員からは、学校には様々な子どもがおり、勉強についていけないことなどが要因で不登校になるケースがあることから、このような子どもの居場所づくりなど学校との関係が大変重要である。今回の計画策定を含め子どもに対する支援については、教育委員会としっかり連携して真剣に取り組んでいただきたいとの意見がありました。執行部からは、この計画は子どもの現状を踏まえて策定する必要があり、子どもの自由な時間の確保や子どもの発達・個性など、個別の状況に応じた支援をどのように進めていくのか、教育委員会とも連携して検討していきたいとの回答がありました。

また、「胃がん検診における実施体制について」では、委員から、検診車での胃の透視撮影に医師を立ち会わせずに検診を実施していたことについて、定期的な医療監視を実施しているにもかかわらず見過ごしてきた県に責任はなかったのか、また、医師確保が困難な状況であったことが理由となっているが、このことについて県としてどう考えるのか、との質問があり、執行部からは、県としても責任があると考えており、二度とこのようなことが起こらないよう検査機関に対して法令遵守をしっかり指導するとともに、今後の医療監視等で実施状況を確認していきたい。また、が

んの早期発見には検診が有効であることから、今後も市町村と連携して検診を進め、 医師確保についても医療政策課とがん対策推進室が連携して対応していきたいとの 回答がありました。

次に、病院局所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「島根県立病院経営強化プランの策定について」では、委員から、県民が県立病院に対して求めていることは、利益を出すことではなく県民の命や健康を守る最後の砦としての役割であり、このことをしっかり考えて経営に取り組んでほしいとの意見がありました。執行部からは、病院経営は非常に苦しい状況ではあるが、患者ファーストと職員の生活をしっかり守るという観点を基本に据えた経営を行っており、引き続き県立病院としての役割を果たしていきたいとの回答がありました。

次に、環境生活部所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「令和7年度島根かみあり国スポ強化指定校の追加指定について」では、委員から、指定期間が令和12年度末までとされているが、強化指定校での部活動を目的に入学した生徒が、指定終了により困ることがないよう対応を考えてほしいとの意見がありました。執行部からは、国スポに向けた強化は、期間限定で重点的に行っているものであり、国スポ後も今と同様の水準で続けていくことは難しいが、競技団体や競技の実情などを踏まえ、強化の仕方等を競技団体と一緒になって考え、将来の子どもたちにも引き継げるようしていくことが課題だと認識しているとの回答がありました。

以上、環境厚生委員会における審査の概要等を申し述べ、委員長報告といたします。